

## 富田林水道事業公用車広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪広域水道企業団富田林水道事業（以下「富田林水道事業」という。）が所有する公用車（以下「公用車」という。）に、広告を有料で掲載することに関して、大阪広域水道企業団広告取扱規程（平成24年10月1日大阪広域水道企業団管理規程第23号、以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の掲載位置、規格、広告料については次のとおりとする。

掲載位置	掲載枚数	広告の大きさ（最大）		広告料
		縦（c m）	横（c m）	
後席ドア（両側）	2枚	50	50	3,000円/月
荷室ドア	1枚	30	50	1,000円/月

(広告の掲載方法)

第3条 広告の掲載方法は、脱着が可能なマグネットシートを公用車に張り付ける方法によるものとする。

2 広告の掲載及び撤去は、第9条により広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）が行うものとし、その作業を行うときは公用車の使用に支障が生じないよう富田林水道事業と協議の上、作業日時を決定するものとする。

(広告掲載基準等)

第4条 要綱第3条に定めるもののほか、次の各号に定めるものは掲載しない。

- (1) 車両運行上支障となるもの
- (2) 発光、蛍光、又は反射効果を有する素材等を使用するなど、交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (3) 奇抜なデザイン、色彩等により良好な景観、風致を害するもの
- (4) マグネットシートの貼り付きが悪く、落下する恐れがあるもの
- (5) 文字やデザインが、過密、過小、色あせ等のため、通行人や他の車両搭乗者が読むことができないもの。

2 掲載する広告には広告主の名称及び電話番号を明記するとともに、広告右上に「**広告**」（大きさは縦5 c m×横8 c m以上とする。）と表示しなければならない。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1年以内とし、1カ月単位で申し込めるものとする。

2 前項の掲載期間には、広告の貼付及び撤去の期間を含むものとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、企業団ウェブサイトにより行う。ただし、所長が特に認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、公用車広告掲載申込書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、掲載しようとする広告の原稿案のほか、所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(申込み資格)

第8条 広告掲載の申込みは、大阪府内に事業所、事務所又は店舗等を有する個人若しくは法人又は富田林市内の地域産業、商店街、市場若しくは専門店の連合会で、かつその業務内容が明確なものに限り行うことができる。

(広告掲載の決定)

第9条 所長は、第7条の申込みを受理したときは、第4条の規定に基づき審査した上、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項により、広告掲載の可否を決定したときは、公用車広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により、その結果を申込者に通知するものとする。

3 所長は、第1項に基づく広告掲載の決定に際して、仕様の変更その他必要な条件を付すことができる。

4 広告掲載の優先順位は、申し込みの受け付け順により決定するものとする。

(広告主の義務と責任)

第10条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。富田林水道事業は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

(広告の作成等)

第11条 広告は広告主がその負担により作成し、富田林水道事業が指定する日までに提出して富田林水道事業の決定を受けなければならない。

2 富田林水道事業は、前項により提出された広告が要綱若しくはこの要領に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、広告主に対し広告の修正を求めるものとし、広告主は、修正に応じなければならない。

(広告料の納付等)

第12条 広告主は、広告掲載の決定後、第2条に定める広告料に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額を所長が指定する日までに一括して納付しなければならない。ただし、

所長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 既納の広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することが出来ない事由により、広告の掲載等を中止し、又は広告の掲載に係る契約を解除した場合は、この限りでない。

3 前項のただし書きに該当する場合、納付された広告料から広告を掲載した期間（1月に満たない場合は1月とする。）分の広告料を差し引いた額を還付するものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第13条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、所長が特に認めた場合は、この限りでない。

（広告掲載の決定の取消し）

第14条 所長は、広告主の行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1） 第9条第3項及び第11条第2項の規定による指示又は条件に従わないとき。

（2） 広告掲載の承諾後の状況変化等により、広告の内容が第4条に掲げる基準に抵触したとき。

（3） 広告料を指定期限までに納付しなかったとき。

（4） 第10条の規定を遵守しないとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないとして所長が認めたとき。

2 前項の規定により、広告掲載の決定を取り消した場合であっても、広告の製作費用、掲載費用、その他一切の費用について補償しない。

3 所長は、第1項の規定により広告掲載の決定を取消したときは、公用車広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、広告掲載期間中において、広告掲載を取りやめようとする場合は、事前に公用車広告掲載取下申出書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

（広告内容の変更）

第16条 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとする場合は、変更する広告の原稿案を添付して公用車広告変更申請書（様式第5号）を所長に提出しなければならない。この場合においては第9条第1項及び第3項並びに第11条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

2 前項により、広告内容の変更の可否を決定したときは、公用車広告変更決定通知書（様式第6号）により、その結果を申込者に通知するものとする。

（広告の修復）

第17条 天災その他の不可抗力による毀損または破損及び第三者による広告の毀損、盗難、遺失等については、富田林水道事業はその責を負わない。この場合、広告主は再度広告を作成し、掲載するものとする。ただし、富田林水道事業の責に帰すべきことが明らかな場合は、この限りではない。

2 経年劣化による色褪せ、剥がれ等については、広告主の負担により修復するものとする。

(原状回復)

第18条 広告主は、第5条に規定する広告掲載期間が満了したとき、第14条の規定により広告掲載の決定を取り消されたとき、又は第15条の規定により広告掲載を取り下げたときは、速やかに広告を撤去し、公用車を原状に復さなければならない。

2 広告主が、前項の規定により速やかに広告を撤去しないときは、所長は、公用車から広告を撤去することができる。

3 広告の掲載、撤去等により、公用車に塗装のキズ等の損害が生じた場合は、広告主がその修復費用を負担するものとする。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか、公用車広告掲載事業に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。